

令和6年度国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第二回) 議事概要

日時：令和6年9月20日(金) 15:00～17:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17 階（東京都千代田区丸の内 3－2－3）

出席者（敬称略）

（構成員）

中川 健治（座長）	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区 生活振興部地域振興課国民年金係 係長
絵面 崇子	桐生市 市民生活部市民課 年金担当係長
下濱 梓	苫小牧市 市民生活部保険年金課 年金係 主査
赤峰 佐緒里	久留米市 健康福祉部 医療・年金課 課長補佐兼主査

（オブザーバー）

米田 圭吾	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
大高 徳馬	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
多田 想	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ 参事役
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 本会議の検討内容
 - (2) 今後のスケジュール及び予定
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者を除く有識者、自治体の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。（事務局）

2. 議事

(1) 本会議の検討内容

○標準仕様書の見直し検討の考え方・方針については第一回ワーキングチームから変更はない。「標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み」に資する内容は令和6年度に正誤表で対応する。「令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる事が必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込み」に資する内容は令和6年度に改定で対応する。これら以外については、原則として令和8年度以降の改定を検討していくこととする。（事務局）

○本会議で確認する令和6年度取り組み対象の一覧についても前回から変更はない。ただし、No. 4については第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議結果を踏まえ、正誤表ではなく改定で対応することとした。本日は、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会の討議結果、事前アンケート結果を踏まえて改めてこれら10件について確認をさせていただきたい。また、10件のうち議論が必要なものについては順番を繰り上げて優先的に議論することとする。（事務局）

○具体的な「正誤表の考え方と標準仕様書への対応方法」についても前回から変更はなく、10月末の公表に向けて正誤表の準備を進めている。（事務局）

○続いて、本日の討議対象に移らせていただく。個別の正誤案についてご説明する。「No. 3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除」は、システム機能要件の「※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。」の記載について、「宛名番号による自動入力」の記載から「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名についても手入力を可能とするという要件のように読み取れてしまうため、見直ししてほしいとの要望である。当初、正誤表で住民記録システムから連携される項目について手入力は不要とする旨を補記する方針で対応を検討していたが、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議結果から住民記録システムから連携される項目を修正する機能は開発上想定されていないこと、また、ほとんどの自治体構成員においては「手入力は不要」であることが確認できたため、住民記録システムから連携される項目の手入力機能は追加しない方針で改定を行うことを検討している。（事務局）

○続いて、改定案について説明させていただく。「改定案の考え方と進め方」についても基本的には前回から変更はないが、スケジュールを一部更新している。（事務局）

○個別の改定案についてご説明する。「No. 4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加」は、帳票詳細要件において、該当する帳票に受付番号を出力することをシステム印字項目として記載してほしいとの要望である。当初、正誤表で受付番号の出力に関するシステム機能要件の定義を見直す方針で対応を検討していたが、記載が曖昧であるとの指摘を踏まえ、機能 ID:0260088 から政令指定都市要件を切り出し新規機能要件として追加した上で対象帳票を記載する方針で検討している。（事務局）

○「No. 5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化」は、喪失情報に基づいて法定免除の終了期間を自動的に変更する項目のうち「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については、実装必須機能ではなく標準オプション機能に変更してほしいとの要望である。当初、改定で、既存のシステム機能要件から「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」を切り出し、標準オプション機能とする対応を検討していたが、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議結果から、免除期間の自動更新後の「承認時点の免除期間」の参照可否についてはベンダーによって開発状況が異なること、また、「承認時点の免除期間」が確認できないと業務に支障をきたす自治体がいることがわかったため、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」の自動更新機能については標準オプション機能とする改定を行う方針で検討している。ただし、全国意見照会を行い当該機能の実装必須機能の必要性について確認したうえで最終的な対応方針を決定することとする。全国意見照会では、当該機能がなぜ必要なのか、その背景・理由についても詳細を確認する方針とする。（事務局）

○「No. 6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理」は、複数の国民年金保険料の免除理由について、それぞれ独立して該当日・非該当日の登録・管理をできるようにしてほしいとの要望である。当初は、改定で、免除理由が複数ある場合には免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できる旨をシステム機能要件に補記する対応を検討していたが、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議結果から、自治体によって該当日・非該当日の登録・管理方法が異なることがわかったため、当該システム機能要件の改定は行わずに、新規機能要件（標準オプション機能）として「免除理由ごとの該当日・非該当日の登録・管理」機能を追加する方針で検討している。（事務局）

○「No. 9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加」は、住民記録システムとの連携の他に、福祉窓口で管理する被保険者情報を連携・保持できるように記載を見直してほしい旨の要望である。当初は、改定で、住民記録システムのみの連携に限らないことを表現する目的で、「住民記録システム」の記載を「住民記録システム等」に修正する対応を検討していたが、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議結果を踏まえ、住民記録システム以外で支援措置対象者情報を有している場合の連携も可能とする旨を当該システム機能要件に追記する方針で検討している。なお、連携元の登録システム情報等の管理項目の追加、支援措置情報の登録・修正・削除・照会機能は追加しない方針である。（事務局）

○No. 3 についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○外国人氏名のフリガナが登録されていない場合、また、死亡日が不詳の場合は、住民記録システムからデータが連携されてこない。ただし、自治体は日本年金機構にこれらを報告する必要があるため、現状では国民年金システム側で入力を行っている。また、システム機能要件の機能 ID : 0260025、0260119 において、このようなケースでは国民年金システム側で手入力を行う機能が定義されている。手入力機能は追加しない方針とする場合、このようなシステム機能要件と

整合性が取れていないのではないか。また、日本年金機構への報告も行うことができなくなる懸念がある。(構成員)

○事前ヒアリング等の結果、他の自治体構成員は手入力機能を不要と認識しており、また、ベンダー構成員は手入力機能の開発を想定していないことがわかった。そのような状況を踏まえ改定案を修正させていただいた。他の自治体構成員のご意見もお伺いしたい。(事務局)

○このようなケースについてはメモ機能で対応している。(構成員)

○同様である。(構成員)

○住民記録システムからの連携項目の修正は行っていない。外国人氏名のフリガナや死亡日が住基システムから連携されないケースについては、窓口や死亡診断書で確認し届書に記入する等して対応している。(構成員)

○日本年金機構への報告は紙媒体で行っているため、手入力機能がない場合も業務上不都合はない。(構成員)

○住民記録システムの標準仕様書においては、死亡日不詳のケースについても記述がされており、また、まれではあるが業務上そのようなケースを対応することがある。死亡日不詳のケースが確認されている限りは、国民年金システムの標準仕様書においても対応する必要があると考える。また、国民年金システム側で死亡による喪失処理は機能として保持しているが、コード一覧の喪失理由では「死亡」が定義されていない。コード一覧に漏れがある可能性がある。(構成員)

○現状、ベンダーでは手入力機能の開発は想定しておらず、手入力機能を追加する場合は令和7年度末までの開発に間に合わせることは難しいとご意見いただいている。(オブザーバー)

○政令指定都市向けに開発を行っているベンダーに問い合わせたところ、外国人氏名のフリガナは必ず住民記録システムから連携されると認識しており、住民記録システムからの連携が不十分である場合に国民年金システム側で修正をするケースがあることを認識していなかった。実際の自治体の業務とベンダーとの認識のずれを懸念している。(構成員)

○令和7年度末までに移行を進めていくにあたり、手入力機能を期限までに開発することが難しいため、今回はこのような改定案を提示させていただいた。(オブザーバー)

○日本年金機構では納付書の氏名はカタカナで入力しているためフリガナは必須の認識である。また、外国人氏名のフリガナが本人の認識と異なることにより問題が発生するケースもあるためフリガナは業務上必要であり、自治体はフリガナを日本年金機構に報告しなければいけない認識である。住民記録システムからの連携情報が不十分な場合は手入力を可能とする旨の記載を追加していただければよいのではないか。(構成員)

○既存のシステム機能要件については、P14の通り手入力機能は不可とする旨の補足を記載することとするが、住民記録システムからの連携情報が不十分な場合は手入力を可能とする機能を新規の標準オプション機能として追加する方針がよいと考える。また、これらは改定で対応することとする。標準オプション機能として追加することで自治体は実装するかを選択することができ、また、ベンダーの開発への影響も少ないと考える。(オブザーバー)

○標準オプション機能の場合、ベンダーの意向によって実装されるかが変わるため実装必須機能が望ましい。(構成員)

○標準オプション機能のシステム機能要件を実装したい場合は、そのような対応を行っているベンダーを選択いただくことがデジタル庁で示している方針であると認識している。(オブザーバー)

○事務処理基準において、このようなケースへの対応を明確に定義できていないために自治体

ごとの対応が異なっている。本来であれば、業務を洗い出し、統一化を図ったうえで国民年金システムの標準仕様書へ反映するべきであるが、令和7年度末の移行期限を遵守するために今回はこのような対応を検討している状況である。（オブザーバー）

○コード一覧において喪失理由に「死亡」が定義されていない件に関しては、令和7年度末までに必須で対応する必要がある。移行期限を遵守することは重要であるが、このような事項については業務上の必要性を考慮した対応を検討いただきたい。（構成員）

○コード一覧の定義状況については別途事務局で確認させていただく。（オブザーバー）

○No. 3については、本来であればあるべき姿に向けて検討するべきであるが、ベンダーの開発状況や自治体の業務状況を踏まえ、標準オプション機能として手入力を可能とする機能を追加する方針がよいのではないかと考える。ただし、全国意見照会にて当該機能が標準オプション機能であることについて問題がないことを確認することとする。（事務局）

○住民記録システムからの外国人氏名のフリガナの連携有無等の前提を示した上で意見照会を実施してほしい。住民記録システムから必ず連携されるかどうかにより手入力機能の要否が変わると考える。（構成員）

○承知した。（事務局）

○No. 4についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○No. 5についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○正誤表は10月末、改定は1月末に向けて対応を進めている中で、No. 5～6については、ベンダーの意見が記載されているが、全体を通して、ベンダーの開発が移行期限に間に合わない等の懸念はないか。（構成員）

○令和7年度末までに開発が間に合うかも含めてベンダー構成員には照会しており、実装必須機能の場合は間に合わないが、標準オプション機能であれば各ベンダーが工夫して対応を進めるため間に合わせることが可能である旨のご意見等をいただいている。また、本日の討議結果についても後日ベンダーに展開させていただく。さらに、全国意見照会では各自治体から様々なご意見をいただけていると考えている。ただし、令和7年度末の移行期限までに間に合わない機能を現段階で標準仕様書に取り入れることはしない。（オブザーバー）

○No. 5については自治体ごとに業務が異なっているため、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」の終了期間の自動変更機能は標準オプション機能とし、全国意見照会で自治体のご意見をお伺いしたいと考えている。（オブザーバー）

○全国意見照会をする際は、当該機能の考え方等の前提を明確にしたうえで実施してほしい。（構成員）

○承認時の免除期間は別で管理しているため喪失情報に基づいて終了期間が自動変更されることが望ましいが、全国意見照会を踏まえた対応方針に合わせて対応する。（構成員）

○可搬型窓口装置がある窓口が1つしかないため承認時の免除期間が確認できることが望ましい。（構成員）

○No. 6についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○国から示されている国民年金被保険者関係届書（申請書）の報告等の前提を踏まえ、あるべき姿を検討するべきと考える。（構成員）

○No. 9についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○OP31における住民記録システム以外から連携される20%の支援措置対象者情報は、データ連携の他に紙媒体での連携や、本人が窓口で申し出たことにより登録するケースがある。そのため

手入力で支援措置対象者情報を登録することがあり、標準オプション機能でよいので②、③の機能も①と合わせて追加していただきたい。（構成員）

○江戸川区では住基システム以外の支援措置対象者の情報管理をしていないが、必要である自治体がある場合は機能として追加することが望ましいと考える。（構成員）

○同様である。（構成員）

○③の機能を用いて、他システムから連携された支援措置対象者情報を国民年金システム側で修正等を行った際は連携元システムへの更新も行う等してシステム間のデータの整合性を取る必要がある旨のご意見をベンダー分科会でいただいたが、この点に関してはどのように考えるか。（事務局）

○③の機能は、①で連携されない支援措置対象者情報を手入力等で登録する目的で使用するイメージである。①で連携された支援措置対象者情報を国民年金システム側で修正することは業務上発生しない想定である。（構成員）

○正誤表ではなく改定で、①～③の機能をオプション機能として追加する方針で検討を進める。（事務局）

○続いて、本日の報告対象に移らせていただく。個別の正誤案についてご説明する。「No. 1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義」は、1.2版の標準仕様書のシステム機能要件から「遺族基礎年金」の文言が削除されたが、年金給付の種類としての記載箇所についても削除されており、削除された記載を元に戻すべきとのご指摘である。正誤表で、システム機能要件の「遺族基礎年金」の記載を元に戻すことを検討している。（事務局）

○「No. 2 付加年金の削除等に係る記載不備の指摘」は、システム機能要件の機能 ID : 0260272 について「障害基礎年金」は削除せずに「付加年金」のみの削除をすべきとのご指摘である。該当のシステム機能要件について、正誤表で「障害基礎年金」の記載を元に戻す方針で対応を検討している。また、システム機能要件の備考の記載にも不備があったため合わせて対応する。（事務局）

○個別の改定案についてご説明する。「No. 7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加」は、年金給付について、免除関係の受付同様に、届出・申請・請求に共通するはずの「届書種類」を「年金コード」とセットで管理項目に追加してほしいとの要望である。改定で、管理項目として「届書種類」を追加する対応を検討している。（事務局）

○「No. 8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除」は、①検索キー「年金コード」は該当する対象者が一覧で表示され、検索したい対象者を検索することができないため削除または標準オプション化をしてほしい、②検索キー「旧氏」は他業務でも必須ではないため標準オプション化してほしいとの要望である。①、②の管理項目を標準オプション化する対応を検討している。（事務局）

○「No. 10 消除事由の判別方法」は、日本年金機構への資格喪失に関する報告にあたって、出入国在留管理庁による通知を受けて住基を職権消除した際の消除事由を用いているところ、「住民記録システム標準仕様書」に定義されている消除事由に係る管理項目において、現状確認できている消除事由が定義されていないため、住民記録システムとの連携で確認ができないと考えるが、この場合の対応方法について示してほしいとの要望である。住民記録システム及び、データ要件・連携要件で対応が必要となるため、今後、制度管轄所管庁と調整を進めることを想定している。（事務局）

○報告対象の項目についてご意見等あればお願いしたい。（事務局）

○「元のご意見」について、自治体またはベンダーからのご意見であるかが明確に記載されてい

ないため構成員にも混乱が生じていると考える。(構成員)

○資料の構成について改善すべき点があると認識した。次回から「元のご意見」の発生元を明確に記載する等して対応させていただく。(事務局)

○No. 1、2においては、正誤表で以前に削除した管理項目を元に戻す対応を行う予定であるが、ベンダーの開発への影響が不明であるため、ベンダーへの確認を取ったうえで進めるべきであると考える。(構成員)

○当該項目についてはベンダーへの確認も取れているため、記載の通りの方針で問題ない認識である。ただし、改めてベンダーへの確認を進めたうえで、最終的に判断させていただく。(事務局)

○続いて、今後の討議事項(案)について説明させていただく。「標準仕様書に関するご意見」を募集した際にいただいたご意見のうち令和8年度以降で対応していくもの5件について記載している。事前にベンダー分科会で確認をしているが、指摘等は発生していない。(事務局)

○「No. 1 同一生計配偶者と控除対象配偶者の記載」は、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」の市町村確認書における「控除対象配偶者」の記入を求める欄の記載について、「控除対象配偶者」ではなく、政令に基づいた「同一生計配偶者」の記載に修正すべきではないとのご指摘である。本件は、帳票レイアウト修正等が発生する比較的規模の大きな修正となるため、日本年金機構とも調整の上、令和8年度以降での対応を検討する。(事務局)

○「No. 2 障害基礎年金相談シートにそった管理項目を追加の要望」は、現在、紙ベースの「障害基礎年金相談シート」で行っている「障害年金相談・受付・請求」における相談事跡の業務について、管理項目を追加し国民年金システム上で入力管理できるように対応してほしいとの要望である。本件は、新規機能追加に関するご意見であるため、令和8年度以降で対応を検討する。(事務局)

○「No. 3 交付金事務：来訪相談件数を把握するための機能の要望」は、標準化後のシステムで、来訪相談件数を集計できる機能を実装してほしいとの要望である。「No. 4 交付金事務：勸奨に係る協力連携事務の機能追加の要望」は、協力連携事務に必要な機能は、実装必須機能として追加してほしいとの要望である。これらは、今後、「交付金事務」の標準化に向けた検討を実施する予定であり、その中で要望について対応する。(事務局)

○「No. 5 税務システムにおける16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能追加の要望」は、税務システムにおいて、標準化後は16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能を保持しなくなるが、国民年金の免除試算へ影響するので実装するべきではないかとのご指摘である。本件は、「税務システム標準仕様書」の定義状況を確認の上、国民年金業務における対応方針を検討する予定である。(事務局)

○今後の討議事項(案)についてご意見があればお願いしたい。(事務局)

○No. 1 について対応をお願いしたい。(構成員)

○No. 5 について対応をお願いしたい。(構成員)

(2) 今後のスケジュール及び予定

○10月下旬から11月上旬にかけて第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会を開催させていただく予定である。そのうえで、11月中旬に第二回研究会を開催し、全国意見照会で確認をする改定案について合意形成を取ることを想定している。第三回研究会については1月に開催を予定しているが、討議内容については改めて相談させていただく。また、10月末の正誤表公

表に向けて現在準備を進めている。構成員の皆様には公表前に正誤表を展開することを予定しているため、確認にご協力いただきたい。（事務局）

○第三回ワーキングチームのアジェンダについては、全国意見照会に向けた合意形成を取ることをメインに進める予定である。また、今後の進め方についても改めて認識合わせさせていただく予定である。

○ご質問やご意見があればお願いしたい。（事務局）

○次回研究会では、デジタル庁から横並び調整方針について報告いただきたい。（構成員）

○承知した。デジタル庁と調整させていただく。（事務局）

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続き協力いただきたい。（事務局）

以上